

第1章 みどりの基本計画について

都市緑地法第4条に規定する「みどりの基本計画」はみどりのまちづくりの方針を示すもので、近年の社会情勢の変化に対応するために改定します。みどりに関わる様々な主体が連携することで、皆様のWell-beingの向上を目指します。

<計画の目的と改定の背景>

- 「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に規定する基本計画であり、みどりの保全や緑化の推進に関して、その将来像と基本方針、将来像を実現するための施策・取組等を定めるみどりのマスタープランです。
- 「静岡市みどりの基本計画」では、生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に図ることを目的として、本市におけるみどりのまちづくりの方向性を示します。
- 平成28（2016）年3月に「静岡市都市計画マスタープラン」の改定を実施し、令和5（2023）年3月に「第4次静岡市総合計画」を策定しました。また、平成27（2015）年4月の前計画改定より、みどりを取り巻く環境（トレンド）は大きく変化しており、それらに対応した本計画の改定が求められています。

■改定のポイント

本改定においては、経済成長時代のまちづくりや人口増加等を背景とし、みどりの量の確保に主眼をおいた前計画までの計画内容から、市民のWell-being（心豊かな暮らし）の向上を目指し、既存のみどりの価値向上や柔軟な利活用を推進する内容へと、計画の方向性の転換を図りました。

<みどりに関わる分野間連携>

- 近年では、みどりの様々な主体による活動の場としての役割が高まっており、本計画ではみどりに関わる取組の分野間連携による促進を図ることで、多様な分野へのみどりの効果の波及を実現します。

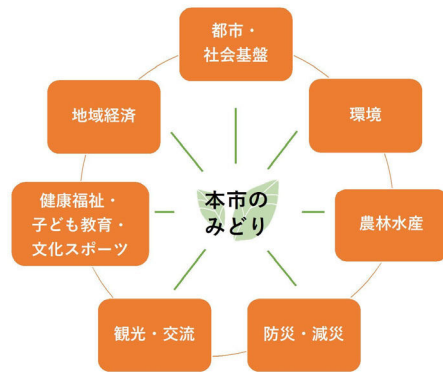


図 分野間連携が想定される分野

<対象とする「みどり」と対象区域>

- 山地・丘陵地、海浜、河川、農地等の自然環境や、公園、街路樹、公共建築物や工業地等の民有地の植栽、住宅の庭や生垣、市街地内の都市農地や樹林地等のまちなかの緑地などのあらゆるみどりを対象とします。
- また、本計画は都市緑地法に基づき、都市計画区域及びその縁辺部を対象として策定します。

<計画期間>

- 計画期間は、令和7（2025）年から令和26（2044）年までの20年間とし、評価指標の目標年度は、令和12（2030）年を設定します。なお、本計画は、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 本市におけるみどりの課題

人口減少や少子高齢社会、法律の改正などみどりを取り巻く環境の変化と、本市における現況のみどりの評価を踏まえ、みどりの課題を整理しています。

<みどりを取り巻く環境（トレンド）>

本市を取り巻く社会動向の変化

少子高齢化・人口減少 など

全国的な緑地行政に関連する動向

みどりに係る法改正等の近年の動向 など

全国的なまちづくりに関連する動向

まちなかウォークアブルの推進 など

<みどりの現況整理を受けた評価>

都市・社会基盤

- ・本市の都市公園等の市民一人当たりの整備水準は、近年増加しているものの、市民ニーズに合った質の高い都市公園等の創出が求められる。
- ・安倍川、興津川、富士川などの河川は、豊かな自然を有し、野鳥や水生生物などの生息空間となっている。
- ・街路樹の大木化や整備に伴う総量の増加等により、行政によるきめ細やかな維持管理が困難な状況となっている。

環境

- ・縁辺部の山地・丘陵地のみどりは本市のみどりの軸を構成し、安倍川、富士川、麻機遊水地などの水辺空間は、水の軸を構成している。
- ・生物多様性の観点から豊かな自然環境の保全が求められる。

農林水産

- ・農地保全の担い手不足等を一因とし、生産緑地地区などの都市農地が減少傾向にあり、都市農地の適切な維持・活用のため更なる推進が求められる。

防災・減災

- ・地域の身近な公園の不足により、災害時の避難場所や復旧活動の拠点ともなるオープンスペースの不足につながる。
- ・既存の防災・減災機能を有するみどりに関連する施設について適切な管理が求められる。

観光・交流

- ・駿府城公園などの歴史の拠点や日本平公園や大浜公園などの静岡らしさを感じられるみどりの拠点は、本市の魅力を高めるまちの資産として、さらなる利活用が必要である。

健康福祉・子ども教育・文化スポーツ

- ・身近な公園について、環境学習や地域のイベントの場として、より積極的な利活用が必要である。
- ・高齢者や障がい者を含め誰にでも使いやすいインクルーシブ遊具の充実など、心豊かな生活を支えるサードプレイスとなる公園・緑地が必要である。

地域経済

- ・緑地行政における財政面をはじめとした課題について市民・事業者と問題意識を共有し、共創により取組を推進する必要がある。
- ・公園・緑地の柔軟な利活用のための仕組みが整っておらず、民間企業や地域住民等による柔軟な管理運営ができていない。
- ・一人当たり公園面積が10㎡/人に達していない中、公園や緑地の「量」を充足させるとともに、既存の公園・緑地の「質」を高めていく必要がある。

<みどりの課題>

課題1 豊かな自然環境、特色あるみどりの保全・活用

山地・丘陵地に囲まれた豊かな自然環境とともに、日本平、三保松原等の景勝地のみどりや、安倍川、富士川、麻機遊水地等の豊かな水辺のネットワークを有しており、**良好な状態で将来に継承**していくとともに、**レクリエーションや観光資源として活用**していくことが期待されている。

みどりに関わる取組において連携が想定される分野

環境

農林水産

都市・社会基盤

観光・交流

課題2 身近なみどりの充実と防災・減災の取組

近年、様々な自然災害が激甚化・頻発化しており、巨大地震や洪水・津波浸水、土砂災害等の大規模災害に備えていくために、**みどりの防災・減災機能の重要性が再認識**されている。街区公園等の身近な公園は、日常的なコミュニティの場、地震や火災発生時における避難の場等となり得るため、適切な管理が求められる。
グリーンインフラの視点より、みどりの多面的機能を活かし、**防災・減災機能を備えた都市公園等の整備や充実**を図る必要がある。

みどりに関わる取組において連携が想定される分野

防災・減災

都市・社会基盤

環境

課題3 持続型・集約型のまちづくりや、多様化する市民ニーズへの対応に寄与するみどりの創出

少子高齢化・人口減少への対応として、「コンパクトなまちづくり」と「活力ある地域づくり」等の実現を目指していく中で、**より効果的なみどりの配置や創出**が求められる。また、コロナ後の新しい生活様式や変化する社会情勢を受けて、**都市公園等のみどりとオープンスペースに対する市民ニーズも多様化**している。
新たな都市の将来像の実現と、多様化する市民生活に対応・貢献していくため、都市公園等のみどりの整備や魅力づくりに取り組む必要がある。

みどりに関わる取組において連携が想定される分野

都市・社会基盤

観光・交流

健康福祉・子ども教育・文化スポーツ

課題4 公民共創によるみどりの創出

主要駅前や区役所周辺等の中心市街地のみどりについて、**街路空間や公共施設等、民有地における積極的な緑化の推進等、重点的な取組が必要**である。また、市民のみどりのまちづくり活動への参加意欲は約3割と低く、**まちなかのみどりの充実に向けて、新たな担い手の育成や活動支援等が求められている**。
一方で、**民間事業者による公園整備・運営等の機運は高まっており**、質の高いみどりの創出と活用による賑わい創出、周辺地域の活性化が期待される。

みどりに関わる取組において連携が想定される分野

地域経済

都市・社会基盤

健康福祉・子ども教育・文化スポーツ

第3章 みどりの将来像と基本方針

目指すべきみどりの将来像を定め、その将来像を実現するために、みどりの保全及び緑化の推進に関する基本方針を定めています。

<みどりの将来像>

**輝くみどりを未来につなぎ 人が輝き未来につなげる
人と自然の共生都市 静岡**

～市民の「Well-being」の向上に寄与する「質」の高いみどりを保全・創出～

～「質」の高いみどりとは～

みどりが持つ防災減災機能、憩いの場やコミュニティ形成・健康増進の場としての機能などを最大限に発揮することが「質」の高いみどりの創出につながるとともに、「質」の高いみどりを保全していくことが、市民のWell-being向上につながります。

<みどりの基本方針>

基本方針1

まちをやさしく囲むみどりの大きな環を保全・活用します

基本方針2

防災・減災機能を有し、地域の景観向上や新たな魅力づくりにつながる身近なみどりを創出します

基本方針3

都市拠点・地域拠点のみどりの拡充と静岡らしい歴史とみどりの拠点の創出を図ります

基本方針4

市民・事業者・行政が共創によりみどりを創出し、守ります

第4章 将来像を実現するための施策・取組

第3章で設定した4つの基本方針に基づく施策・取組を位置づけています。

基本方針1 まちをやさしく囲むみどりの大きな環を保全・活用します	
(1) 山地・丘陵地、山間地・市街地周辺の農地を保全・活用します	●市街地の背景となる山々や山地・丘陵地の景観・眺望地の保全 ●市街地を取り囲む山地・丘陵地の保全・活用 ●山間地・市街地周辺の農地の保全・活用
(2) 駿河湾の海浜環境を保全・活用します	●海浜環境・松林の保全 ●世界文化遺産富士山構成資産三保松原の保全・活用
(3) 水辺の軸となる河川の良い環境を保全・活用します	●流域治水の推進 ●河川の自然環境の保全 ●市街地内の中小河川の緑化
(4) みどりの軸となる質の高い街路樹を創出します	●健全な街路樹の維持 ●街路樹に必要な路線や適切な配置及び樹種の明確化 ●効率的な維持管理の推進 ●樹種の改善 ●都市計画道路整備に伴う街路樹の植栽
基本方針2 防災・減災機能を有し、地域の景観向上や新たな魅力づくりにつながる身近なみどりを創出します	
(1) 防災・減災機能を有する良好な身近なみどりを創出します	●災害時にも役立つ身近な公園の整備 ●長期未整備都市計画公園の見直し ●計画的な身近な公園の再整備 ●効率的・効果的な維持管理の実施
(2) 公共建築物の緑化を推進します	●公共建築物の緑化の推進
(3) 民有地の緑化を推進します	●住宅地における緑化の推進 ●商業・業務地における緑化の推進 ●工業地における緑化の推進 ●防災・減災に寄与する生垣の設置
(4) 市街地内のみどりを保全・活用します	●都市農地の保全・活用 ●樹林地の保全・活用 ●里山の保全・活用 ●歴史的な樹木・樹林の保全・活用
基本方針3 都市拠点・地域拠点のみどりの拡充と静岡らしい歴史とみどりの拠点の創出を図ります	
(1) 都市拠点・地域拠点のまちづくりに寄与するみどりを創出します	●みどり豊かな都市拠点・地域拠点の創出 ●公園等における防災・減災機能の強化 ●拠点公園の位置づけと機能の強化
(2) みどりと水辺と歴史の拠点を整備・創出します	●駿府城公園における取組 ●日本平公園における取組 ●麻機遊水地・あさはた緑地における取組 ●清水港周辺における取組 ●大浜公園における取組 ●（仮称）大内新田多目的広場における取組
(3) 特色ある公園を創出します	●総合公園における取組 ●運動公園等における取組 ●風致公園、歴史公園等における取組
基本方針4 市民・事業者・行政が共創によりみどりを創出し、守ります	
(1) みどりに関する既存の仕組みの適切な運用を推進します	●既存制度の適切な運用 ●「みどり審議会」との連携 ●「静岡市景観アドバイザー制度」の適切な運用
(2) 市民・事業者との共創による公園の整備・管理を促進します	●市民との共創 ●事業者との共創 ●既存の仕組みの見直しと新たな仕組みの創出 ●社会実験の実施 ●パークマネジメントプランの作成
(3) 静岡市花と緑のまちづくり協議会の活動を推進します	●緑化活動の支援 ●緑化イベントの開催 ●緑化講習会の開催 ●緑化活動の表彰
(4) 他分野との連携により魅力的なみどりを創出します	●他分野との連携による公園等の利活用 ●他分野と連携した公共空間の管理の推進
(5) グリーンインフラを推進します	●グリーンインフラの推進と普及 ●防災・減災の推進 ●ヒートアイランド対策の推進 ●分野間連携の促進
(6) 生物多様性の保全・持続可能な利用を推進します	●外来種への対応 ●イベントの実施 ●環境教育の推進 ●共創によるモニタリングの推進
(7) みどりの情報発信や利活用を促進します	●市民参加型の情報収集・発信

第5章 静岡市のみどりに関する新たな視点

本市を取り巻く社会動向の変化、全国的な緑地行政やまちづくりに関連する動向等を踏まえて、本市における緑地行政において「市民の「Well-being」の向上に寄与する「質」の高いみどりを保全・創出するために求められる新たな視点について示しています。

5-1 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場の創出

- グリーンインフラ**による本市のみどりが持つ機能の最大化
 - みどりが持つ機能を最大限引き出し、健康・福祉・子育て・コミュニティ形成などの様々な地域課題の解決につなげます。
- 誰もが心豊かに過ごすことができる快適な空間づくり**
 - 公園施設については、静岡市公園施設長寿命化計画に基づき更新し、既存公園のポテンシャルを発揮します。
 - 街路樹については、静岡市道路附属物維持管理計画（街路樹編）に基づき適正管理し、良好な景観の形成につなげます。
- 都市農地を活かしたまちづくりの推進**
 - 農作物を供給するだけでなく、生活に安らぎや潤いをもたらす空間や自然と触れ合える場としての機能を保全活用します。
- 市街地周辺における自然環境の里山としての保全・利活用の推進**
 - 市民生活との関わり合いの深い身近な自然環境を「里山公園」とし、多様な主体との共創により保全・利活用を推進します。



5-2 しなやかに使いこなす仕組みをととのえる

- 利用ルールの弾力化**
 - 公園のポテンシャルを最大限発揮し、多様化する利用ニーズに柔軟に対応できるよう、利用ルールの弾力化を推進します。
- 社会実験の場としての利活用**
 - 地域の変化するニーズへの対応を試行的に実施し、利活用の可能性を探る取組を推進します。



5-3 みどりの担い手を広げ・つなぎ・育てる

- みどりを活用した地域課題解決に関わる担い手づくり**
 - 身近な公園や花壇などのみどりを活用し、コミュニティ形成や発展を支援する人材の発掘や育成のあり方を検討します。
- 公民共創の促進**
 - 指定管理者制度やPark-PFI制度など、公園や地域の特性に応じた公民共創の手法について検討します。
- 事業者が参入しやすい環境づくり**
 - 公民共創による柔軟な取組を行うため、公園等の整備・管理への参画を更に促進するための仕組づくりを推進します。

5-4 みどりの空間におけるDXの推進

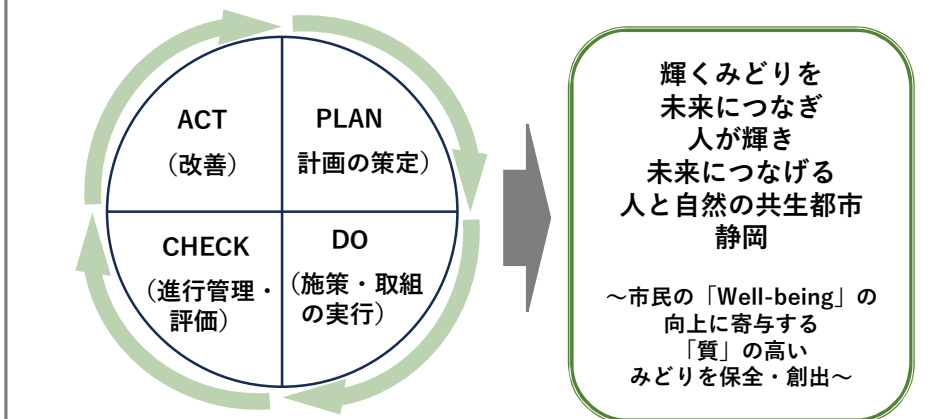
- 公園整備・管理の効率化や利用者の利便性向上に関する取組等について公民共創により推進します。

第6章 計画の推進に向けて

計画の推進に向けては、PDCAサイクルにより計画の着実な推進を実現するとともに、外部からの評価を行いながら、必要に応じて事業の見直しを実施します。

< PDCAサイクルによる計画の推進 >

- みどりの将来像の実現に向けてPDCAサイクルにより計画を推進します（バックキャスティング方式）。



- PDCAサイクルにおける「進行管理・評価」においては、本計画の目標について具体的な指標で設定し、目標指標の達成状況と本計画に位置付けた施策・取組の進捗管理結果との照らし合わせにより、各施策・取組が目標に与える影響を分析することで、必要に応じて計画の見直しにつなげます。

概要	現況 (令和3(2021)年)	目標 (令和12(2030)年)
身近な地域にみどりが多く、心地よいまちだと思う市民の割合	67.8%	80%
公園に満足している市民の割合	21.4%	40%

